※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

「類似商品・役務審査基準（国際分類第10版対応）」の主なポイントと留意事項

青　木　博　通*

抄　録　2012年１月１日から国際分類第10版が発行し，それに伴い，「類似商品・役務審査基準」も改定されました。改定内容には，非類似であった商品・役務が類似になったり，区分が変更になったりしたものもあります。本稿では，改定のポイントとともに，今後の商標の権利形成，更新について留意すべき事項について解説します。

Q 1　改定された「類似商品・役務審査基準」（以下，「新審査基準」という）は，いつから適用されますか？

A 1　新審査基準は，2012年１月１日以降の商標登録出願に適用されます。

Q 2　どのような背景で類似商品・役務審査基準は改定されたのですか？

A 2　今回の改定の背景には，以下の２点があります。

１点目は，国際分類第10版との関係です。国際分類第９版が2010年11月のWIPOの会合で改定されることになり，2012年１月１日から国際分類第10版が発効することになりました。国際分類第10版では商品・役務の区分の変更があり，それに合わせて新審査基準も区分の変更をする必要がありました。

２点目は，経済の実態や取引の実情の変化に応じて，商品・役務の類否関係に変動が生じたことです。今回，変化に応じて整理し直しました。

Q 3　新審査基準では，区分変更，類似群コード[1)]の付け替えなど大幅な変更があったと聞きますが，主なポイントをご紹介ください。

A 3　主なポイントは以下の通りです。

(1) 改定された国際分類第10版によるもの

「サプリメント」が５類に新規に追加されています。これにより，旧審査基準で29類及び30類で採択されていた「いわゆる健康食品」は，５類の商品として採用されることになります。

「おむつ」が５類に新規に追加されています。材質や用途により５類，16類，25類で採択されていた「おしめ」に関連する商品は，５類の商品として採用されることになりました。

「貯金箱」が材質を問わず，21類で採用されています。

「自動販売機」は９類から７類へ，「自動車用シガーライター」は９類から12類へ，「電気式ヘアカーラー」は９類から26類へ，「業務用テレビゲーム機」は９類から28類へ，「金庫の貸与」は39類から45類へ分類が変更になりました。

* ユアサハラ法律特許事務所　パートナー　弁理士
Hiromichi AOKI

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(2) 常用漢字の見直し

常用漢字の変更に伴い，６類「さく」は「柵」へ，11類「かいろ」は「懐炉」へ，21類「べんとう箱」は「弁当箱」へ，31類「だいこん」は「大根」へ変更されています。

(3) 新類似群コードの採用

いくつかの類似群コードが新審査基準により新設されました。

１類「植物成長調整剤類」(01B02)，９類「電子顕微鏡」(11C02)，５類「食餌療法用飲料，食餌療法用食品」(32F16)，６類「鍵」(13C02)，10類「医療用手袋」(17A09)，９類「インターネットを利用して受信し，及び保存することができる音楽ファイル」(24E02)，11類「家庭用浄水器」(19A07)，11類「洗浄機能付き便座」(19B56)，11類「ストーブ類（電気式のものを除く。)」(20A02)，20類「スリーピングバッグ」(24C03)，39類「車椅子の貸与」(39L10) 等については，かっこ書きで記載した新類似群コードが付与されました。よって，旧類似群コードの商品・役務とは非類似の関係になったことになり，以前より権利が取得しやすくなったと言えます。

(4) 類似群コードの付け替え

21類「魚ぐし」(13A02→19A05)，25類「セーター類，ワイシャツ類」(17A02→17A01)，33類「酎ハイ」(28A01→28A02)，32類「飲料用野菜ジュース」(32F04→29C01)，30類「サンドイッチ」(32F06→30A01)，35類「事故防護用手袋・医療用手袋・絶縁手袋・家事用手袋の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」(35K02→35K99)，35類「インターネットを利用して受信し，及び保存することができる画像ファイル，録画済みビデオディスク及びビデオテープの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」(35K99→35K19)，39類「企画旅行の実施，旅行者の案内，旅行に関する契約（宿泊に関するものを除く。）の代理・媒介又は取次ぎ」(39G01→42A02)，41類「図書の貸与」(41M05→41C02) 等については，類似群コードの付け替えが行われております。

これらは，既存の類似群コードに付け替えが行われたものですので，付け替え前の類似群コードとの抵触関係はなくなりましたが，付け替え後の類似群コードとの関係で新たに抵触関係が生じる可能性もあります。

新しい類似群コードに付け替えられたものについては，上記 (3) をご参照下さい。

Q 4 商標法施行規則別表と新審査基準との関係について説明してください。

A 4 商標法６条１項及び２項は，「１項　商標登録出願は，商標の使用する一つ又は２つ以上の商品及び役務を指定して，商標ごとにしなければならない。２項　前項の指定は，政令で定める商品及び役務の区分に従ってしなければならない。」と規定しています。

これを受けて，商標法施行令１条は，「商標法６条２項の政令で定める商品及び役務の区分は，別表のとおりとし，各区分の属する商品又は役務は，（中略）ニース協定第１条に規定する国際分類に即して，経済産業省令で定める。」と規定しています。

さらに，これを受けて，商標法施行規則６条は，「商標法施行令第１条の規定による商品及び役務の区分（中略）の属する商品又は役務は，別表のとおりとする。」と規定しています。

今回，商標法施行規則６条の別表も国際分類第10版に合わせて改定してあります。しかしながら，規則別表は，商品・役務の類似範囲を定めるものではありません。そこで，新審査基準では，商品・役務の類似範囲を法的拘束力はないものの，類似群コードを用いて定めています。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

規則別表と新審査基準の商品・役務の表記は一致するものがほとんどですが，一致しないものもあります。例えば，規則別表にある８類「殺虫剤用噴霧器（手持ち工具に当たるものに限る。）」は，新審査基準は記載されていません。また，規則別表では，35類「広告」とあるのが新審査基準では「広告業」となっています。なお，出願時には，「殺虫剤用噴霧器（手持ち工具に当たるものに限る。）」，「広告」，「広告業」いずれを指定しても問題ありません。

Q 5 新審査基準で非類似の商品・役務同士が類似になった例はありますか？

A 5 17類「洋服，コート」と17類「セーター類，ワイシャツ類」（17A01），32類「飲料用野菜ジュース」と32類「清涼飲料」（29C01），30類「菓子，パン」と30類「サンドイッチ」（30A01），41類「電子出版物の提供」と41類「図書の貸与」（41C02）などがあります。

Q 6 新審査基準で類似の商品同士が非類似になった例はありますか？

A 6 ５類「薬剤（農薬に当たるものを除く。）」（01B01）と１類「植物成長調整剤類」（01B02），33類「日本酒」（28A01）と33類「酎ハイ」（28A02），30類「サンドイッチ」（30A01）と30類「弁当」（32F06）などがあります。

Q 7 新審査基準の下で，新出願をする必要がある場合はありますか？

A 7 旧審査基準では，関心ある商品・役務が複数の区分に分かれていても，類似群コードが同じため，一方の区分についてのみ商標登録し，他の区分については，コストを抑えるため，商標権の類似範囲が及ぶとの理解で出願をしないケースがありました。

しかしながら，新審査基準で，類似群コードが同じでなくなった場合には，権利化をしなかった他の区分の商品・役務について他社に権利取得されてしまう可能性があります。これを回避するためには，新出願をする必要があります。

例えば，10類「家庭用電気マッサージ器」と11類「美容用又は衛生用の家庭用伝熱用品類」は，旧審査基準では類似群コードがともに11A06でしたが，新審査基準では，ともに類似群コードが変更になり，11A07と11A08に分かれましたので，他人に権利を取られたくない場合には，双方の商品について出願をする必要があります。

Q 8 新審査基準はどのように審査に影響を与えますか？

A 8 新審査基準は，2012年１月１日以降の出願に適用されます。

優先権主張出願の場合，第１国出願日が2012年１月１日前でも，日本の出願が2012年１月１日以降であれば，新審査基準が適用されます。

商標法３条１項柱書（使用意思）の審査については，2012年１月１日前の出願については，旧審査基準が適用されます。

同様に，商標法４条１項11号（先行登録商標との類否）の審査についても，2012年１月１日前の出願については，出願人の予見可能性確保の観点から，旧審査基準が適用されます。

しかしながら，審査の過程において，出願人から新審査基準に沿った取引の実情に関する主張及び立証があった場合には，新審査基準が適用される可能性があります。この場合には，旧審査基準では類似と判断される商品・役務同士が，類似しないと判断されることになります。

商標法４条１項11号の引例は，新審査基準の類似群コードの書き換えられたものが引用されることになります。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

Q 9 新審査基準は，裁判所の判断に影響を与えますか？

A 9 審査基準には，法的拘束力がありませんので，裁判所の判断には影響を与えません。

裁判所は，橘正宗事件（最判昭和36年６月27日）の判断基準，すなわち，「指定商品が類似のものであるかどうかは，原判示のように，商品自体が取引上誤認混同の虞があるかどうかにより判定すべきものではなく，それらの商品が通常同一営業主により製造又は販売されている等の事情により，それらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認される虞があると認められる場合には，たとえ，商品自体が互いに誤認混同を生ずる虞がないものであっても，（中略）類似の商品にあたると解するのが相当である。」によって判断することになります。双方の商品・役務が同一営業主により製造，販売または提供されているかどうかが重要な決め手となります。

もっとも，審査基準も取引の実情を踏まえたものですので，審査基準と裁判所の判断が一致する場合が多いと考えます。

Q 10 更新の際に注意する点はありますか。

A 10 旧審査基準では，類似しないとして，併存登録された商品･役務同士が，新審査基準では，同一類似群コードを付され，類似するようになったものがあるため，更新をしないで，新出願に切り替えようとした時，新出願の商標が登録できない場合があるので注意が必要です。例えば，32類「飲料用野菜ジュース（旧：32F04，新：29C01）」につき保有していた商標を更新せず，2012年１月１日以降に新出願を行った場合，新審査基準の適用を受け，以前は非類似の商品である32類「清涼飲料」（新旧：29C01）における同一・類似の先行出願・登録の存在があった場合，登録を受けられないことになってしまいます。

なお，国際分類第10版の前の国際分類で登録された登録商標は，当時の分類で更新されることになります。例えば，９類（国際分類第９版）「業務用テレビゲーム機」で登録されたものは，９類のまま更新され，28類（国際分類第10版）に書き換えられることはありません。

Q 11 外国商標出願をする際に注意する点はありますか？

A 11 ニース協定に加盟している他の国も2012年１月１日から国際分類第10版を採用しているので，外国出願をする場合にも，国際分類第10版をベースに出願する必要があります。マドリッドプロトコルを利用する場合も，基礎出願または基礎登録の指定商品または指定役務が国際分類第９版のものでも，国際登録出願の際には，第10版の分類で出願する必要があります。

注　記

1）互いに類似すると推定される指定商品・役務をグルーピングしたコード。指定商品・役務の類否を判断する際，同一類似群コードが付与された指定商品・役務は類似するものとして審査が行われる。但し，法的拘束力はない。

（原稿受領日　2012年５月18日）